

貯蓄預金規定

1.取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。ただし、当店以外での払い戻しは、届出の印鑑(または署名鑑)との照合手続きを受けたものにかぎります。この預金を当店以外の店舗で払い戻す場合には**1回につき500万円(1日何回でも)**を限度とします。

2.証券類の受入れ

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という)を受け入れます。為替による振込金を受け入れます。
- (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4)手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.振込金の受け入れ

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。また、ゆうちょ銀行から当社が設置した端末設備を通じて、当社の振替口座に振替金の受け入れがあり、かつ、当該振替の請求をした加入者の氏名および口座受入金額ならびに通信文(加入者が指定する預金口座の開設された当社国内本支店の名称、当該口座の預金の種類および口座番号を通知するものをいいます。)の通知があり、当該通信文においてこの預金口座が指定された場合には、振替金の額に相当する金額をもって預金として受け入れます。
- (2)この口座の振り込みについて、振込通知の発信金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。)から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4.受入証券類の決済、不渡り

- (1)証券類は、受入店で取立、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳の所定欄に記載します。
- (2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5.預金の払い戻し

- (1)この預金を払い戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。
- (2)前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。

6.自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7.利息

(1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。)1,000円以上について付利単位を1円として、計算のうえ、毎年2月と8月の当社所定の日に、この預金に組入れます。

(2)この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」という)は10万円とし、適用する利率は毎日の最終残高に応じた店頭表示の金額階層別利率とします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8.届出事項の変更、通帳の再発行等

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当店に届け出てください。

(2)前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

(3)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.印鑑照合等

払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、14条により補てんを請求することができます。

10.譲渡、質入れ等の禁止

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により、行います。

11.解約等

(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

(2)①次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

②この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらず開設されたことが明らかになった場合。

③この預金の預金者が前条第1項に違反した場合。

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(3)この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、

法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (4)前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳を持参のうえ、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12.通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13.保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳および当社所定の払戻請求書に届出印を押して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3)第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。

- (4)第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5)第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. 盗難通帳による払い戻し等

- (1)盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻し(以下、本条において「当該払い戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者(以下、本条において「預金者」という。)は当社に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当社に対し、警察署に被害届けを提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知

が行われた日の 30 日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前 2 項の規定は、第 1 項 1 号にかかる当社への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われてた日。)から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

①当該払い戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当社が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第 2 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当社が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当社が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上

(1995 年 7 月 22 日現在)